

## 八街駅自由通路有料広告掲示板掲出募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八街市広告掲載要綱第3条に基づき、八街駅自由通路有料広告掲示板(以下「広告板」という。)への広告掲出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲出することができる媒体(以下「広告媒体」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(広告の掲出基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

(1) 八街市広告掲載要綱第4条に定めるもの。

(2) 八街市広告掲載基準第4条、第5条に定めるもの。

(3) 市長が業務上支障があると認めたとき

(広告の掲出期間)

第4条 広告を掲出する期間は、1年以内とし、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 年度の途中で空きが生じた場合は、残りの月数で掲出できるものとする。

(広告掲出料)

第5条 広告の掲出料金(以下「広告掲出料」という。)は、八街市行政財産使用料徴収条例(平成12年条例第4号)第2条第4項の規定により、徴収するものとする。

(掲出希望者の募集)

第6条 市長は、広報やちまた及びホームページ等により広告掲出の希望者を公募するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、広告掲出の希望者数が募集する広告の数に満たないときは、個別に広告掲出の募集案内をすることができる。

(広告の申込み)

第7条 広告の申込みをしようとする者(以下「広告主」という。)は、八街市財務規則(平成5年規則第14号)に基づき、行政財産使用許可申請書

(別記様式第1号)に掲出しようとする広告の原稿を添えて、広告媒体を所管する部署(以下「所管部署」という。)を経て、市長に提出するものとする。

(広告掲出の決定)

第8条 市長は、前条に規定する広告掲出の申込みがあったときは、速やかに広告掲出の可否を決定し、八街市財務規則に基づき、行政財産使用許可書(別記様式第2号)により申込者に交付するものとする。

2 市長は、前項に規定する広告掲出の可否の決定を行うに際し疑義が生じたときは、八街市広告審査委員会(以下「委員会」という。)の審議結果に基づいて決定するものとする。

3 第1項の規定により広告主は、市長の指定する期日までに掲出しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告掲出決定後の審査)

第9条 市長は、広告掲出の決定後に広告の内容等に疑義が生じたときは、委員会の審査結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(広告掲出料の納付)

第10条 広告掲出料は、掲出の決定後、八街市財務規則に基づき、所管部署が発行する納入通知書により、市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告物の意匠の変更)

第12条 広告主は、広告物の意匠を変更しようとするときは、行政財産許可事項変更許可申請書(別記様式第3号)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、行政財産使用許可事項変更許可書(別記様式第4号)により当該広告主に通知するものとする。

(広告掲出の取消し)

第13条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告の掲出を取り消すことが

できる。

- ( 1 ) 市長が指定する期日までに版下原稿又は広告物を提出しなかったとき。
- ( 2 ) 市の行政運営に支障があるとき。
- ( 3 ) 広告掲出料を納入しなかったとき。
- ( 4 ) 市長の指示に従わなかったとき。
- ( 5 ) 第 3 条の各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項第 2 号から第 5 号の規定により掲出を取り消された広告主は、速やかに広告物を撤去するものとする。

( 免責 )

第14条 市長は、掲出中に生じた広告物の汚損、き損、滅失等による損害及び前条の規定により広告物の掲出を取り消した場合等に生じた広告主の損害については、その責を負わない。

( 広告掲出料の還付 )

第15条 既納の広告掲出料は、八街市行政財産使用料徴収条例第 6 条の規定により、還付しないものとする。

( 所管部署 )

第16条 広告板の広告掲出に係る事務については、建設部都市整備課において処理するものとする。

( 補足 )

第17条 この要領に定めるもののほか、広告の掲出に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条）

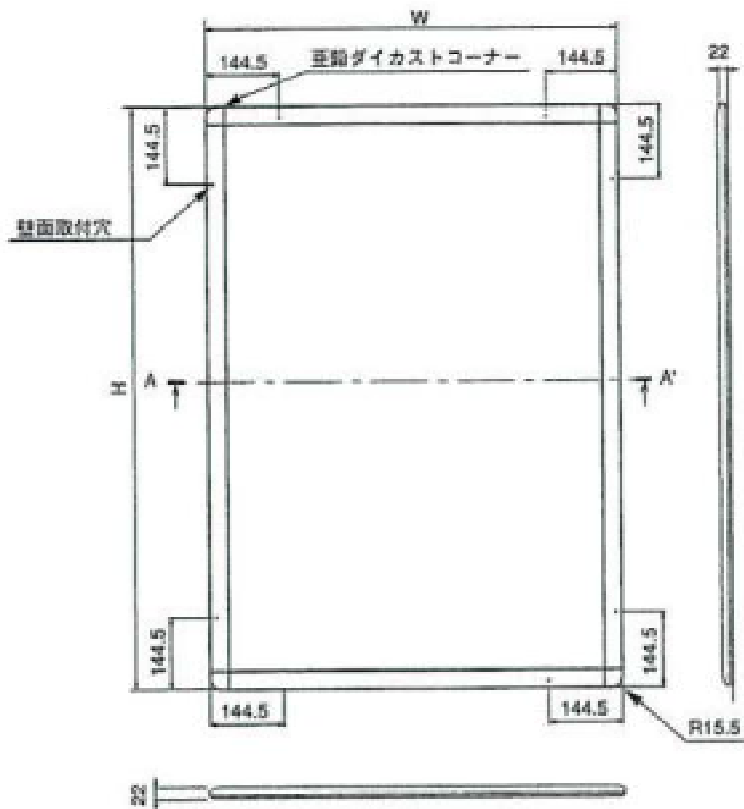
広告媒体

J R 八街駅自由通路有料広告掲示板（C・D・E・F 階段）

B0 版ポスターパネル；1.5 m<sup>2</sup>【H1,030 mm × W1,456 mm】16 箇所

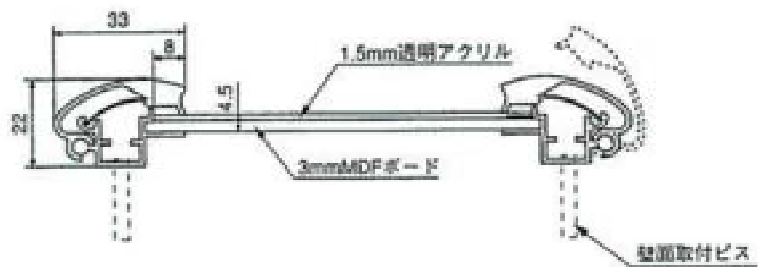
B1 版ポスターパネル；0.75 m<sup>2</sup>【H1,030 mm × W728 mm】18 箇所

姿図



断面詳細図

断面A-A'



## 行政財産使用許可申請書

年 月 日

八街市長 様

申請人 住所

氏名 ⑩

下記のとおり行政財産を使用させてください。

記

行政財産の名称		所在地	
使用する部分の面積	m <sup>2</sup>		
使用目的			
使用期限	許可の日から 年 月 日まで		
その他必要な事項			

行政財産許可事項変更許可申請書

年 月 日

八街市長 様

申請人 住所

氏名 ㊟

八街駅自由通路有料広告掲示板掲出要領第 12 条の規定により、広告物の意匠を次のとおり変更したいので申請します。

記

既許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
変更後の広告物の意匠	別紙のとおり
変 更 理 由	
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項	